

財団法人山口県体育協会標章等使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、第66回国民体育大会の開催を契機に、財団法人山口県体育協会（以下「県体協」という。）が使用許可権限を有する次条各号に掲げるもの（以下「標章等」という。）を使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(標章等の定義)

第2条 この要領において「標章等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県体協が定めた「チームやまぐち」のロゴ及び同様な表現をする文字（ひらがな・カタカナ・ローマ字等）
- (2) 山口県が著作権を所有する県民運動のシンボルマスコット「やまぐちくん」のマーク

(使用料)

第3条 標章等の使用に係る料金は、無償又は有償とする。

(使用許可の申請等)

第4条 標章等を使用しようとする者は、あらかじめ(財)山口県体育協会標章等（無償・有償）使用許可申請書（様式第1号）を財団法人山口県体育協会会長（以下「会長」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき、これを省略することができる。

- 2 会長は、標章使用を許可する際に、標章等を使用しようとする者に対し、許可番号を与えるものとする。ただし、前項ただし書きの場合については、これを省略することができる。
- 3 第1項ただし書きに該当しない団体が標章等を使用したときは、各年度終了後に(財)山口県体育協会標章等使用報告書（様式第2号）を会長に提出しなければならない。ただし、県体協加盟の競技団体については、これを省略することができる。

(無償使用許可の範囲)

第5条 会長は、前条第1項の規定による使用許可の申請が無償であった場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、標章等の無償使用を許可するものとする。

- (1) 資料及び無償で交付される記念品類の物品で、スポーツ活動及び国体に寄与すると認められるものに使用するとき。
 - (2) 出版物で、スポーツの歴史や記録などスポーツ及び国体に関する啓発内容を掲載するとき。
 - (3) 一般へのスポーツ及び国体に対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するとき。
 - (4) その他会長がスポーツ活動及び国体に寄与すると認めるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、標章等の無償使用を許可しないものとする。
- (1) 商業宣伝あるいは営利を目的とするとき。
 - (2) スポーツ及び国体の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
 - (3) 標章等を正しい使用方法に従って使用しないとき。
 - (4) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (5) その他会長が標章等の使用について不相当と認めるとき。

(有償使用許可の範囲)

第6条 会長は、第4条第1項の規定による使用許可の申請が有償であった場合において、その内容が前条第2項第2号から第5号のいずれかに該当するときは、標章等の有償使用を許可しないものとする。

(使用の許可)

第7条 前2条の許可は、(財)山口県体育協会標章等使用（変更）許可書（様式第3号）をもって行うものとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 標章等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、県体協加盟の競技団体については、第5号を省略することができる。

- (1) 許可された用途にのみ使用し、会長の指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (3) 作図法に従って作図し、裏返し又は規格外の展開など応用使用はしないこと。
- (4) 「(財)山口県体育協会標章等使用許可番号」を明示すること。
- (5) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに会長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

(許可内容の変更)

第9条 標章等の使用の許可を受けた者が、使用許可書の許可内容を変更しようとするときは、(財)山口県体育協会標章等使用許可内容変更申請書(様式第4号)を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前4条の規定は、前項の場合に準用する。

(許可の取り消し)

第10条 会長は、標章等の使用がこの要領及び許可内容に違反していると認められるときは、当該許可を取消することができる。

2 前項の規定により許可を取消された者は、当該許可に係る物件を使用してはならない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、標章等の使用の取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。